

図 2 難病のある利用者の障害者手帳所持率

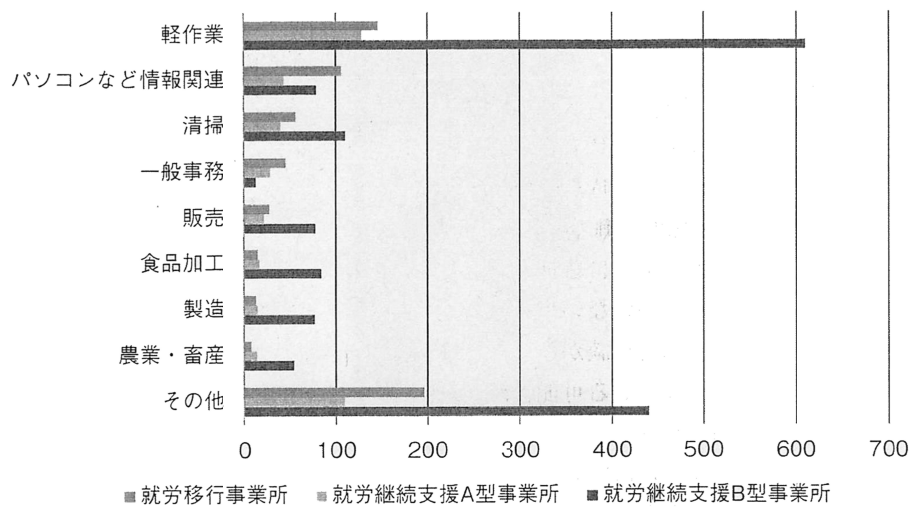
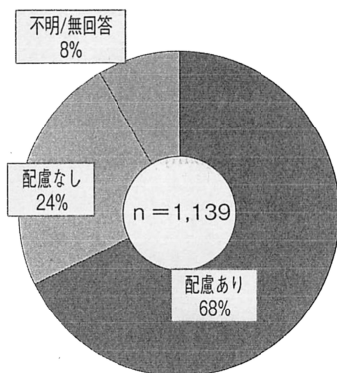


図 3 難病のある人の主な作業内容 (事業種別)

難病疾患ゆへの配慮の有無



現在行っている配慮の内容 (n=774)

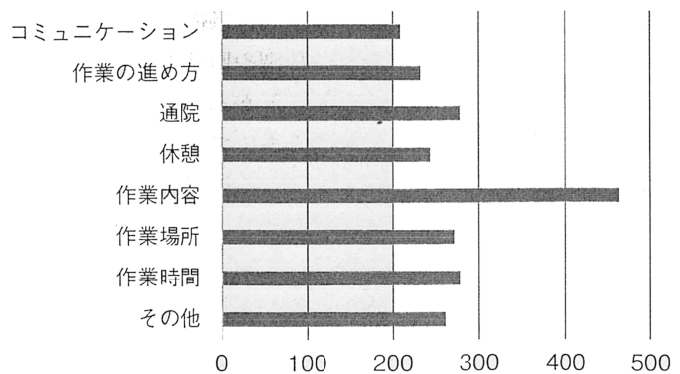


図 4 難病がある利用者に対する配慮

支援、作業工程の工夫が多く認められた。具体的には、送迎や歩行時の見守り、不調時の休憩、専用の椅子の用意等である。また今後さらに改善したい配慮の内容として、作業内容、作業の進め方、コミュニケーション等が挙げられた。加えて就労継続支援B型事業所ではPCの台数増加、休息スペースの確保、手すりの設置等、設備的体制の整備が多く挙げられた。こういった結果からは、事業所が新たな利用者である難病のある人を受け入れるための配慮を心がけていることがうかがわれる。

まとめ

平成25年度より障害者総合支援法が施行され、難病のある人が障害者として福祉サービスを利用できるようになった。平成25年度の時点で、就労系福祉サービス事業所の約16%で難病のある人が利用しており、20%で過去5年間に難病者が利用していた。難病のある利用者がいない事業所において、その理由の大半は「利用相談がない」であり、当事者への周知が不十分である可能性が考えられた。また現在利用中の人の75%は何らかの障害者手帳を所有しており、逆にいえば障害者手帳がなくとも医師の診断書をもってサービス利用可能であることの周知が不十分である可能性がある。

おわりに

難病の特徴として、疾患により機能障害は固定せずに数年以上かけて進行したり、体調や服薬の状況によって症状が変動したりすることがある。将来的に機能障害が進行する可能性があっても、合併症は予防できる場合もある。また多くの難病

患者は、機能障害としてはとらえにくい、疲れやすさ、痛み（関節の痛み、腹痛等）等がみられ、これらが日常生活や職業生活に影響を及ぼすこともある。このように難病のある方の状態は、従来の「固定する」障害とは異なる。今後就労系福祉サービス機関において、個々の症状に応じた通院や休憩等への理解や配慮が適切に行われるには、OTを含む医療専門職の働きが期待される場所である。

文献

- 1) 春名由一郎、他：難病のある人の雇用管理の課題と雇用支援のあり方に関する研究。独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 障害者職業総合センター、2011年4月 (<http://www.nivr.jeed.or.jp/research/report/houkoku/houkokul03.html>)
- 2) 上村俊一(研究主幹)：難病のある人の就労支援のために。独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 障害者職業総合センター、2011年4月 (<http://www.nivr.jeed.or.jp/download/kyouzai/kyouzai36.pdf>)
- 3) 厚生労働省委託事業「難病の雇用管理のための調査・研究会」(編)：難病のある人の雇用管理・就業支援ガイドライン。2007年3月 (<http://www.nanbyou.or.jp/entry/1528>)
- 4) 厚生労働省委託事業「難病の雇用管理のための調査・研究会」(編)：難病(特定疾患)を理解するために ～事業主のためのQ & A～。2007年3月 (<http://www.nanbyou.or.jp/entry/1528>)
- 5) 荻部 隆(研究主幹)：難病就業支援マニュアル。独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 障害者職業総合センター。2008年3月 (http://www.nivr.jeed.or.jp/research/kyouzai/25_nanbyou.html)
- 6) 難病のある人の福祉サービス活用による就労支援についての研究。厚生労働科学研究費補助金障害者対策総合研究事業報告書、2014年3月 (<http://mhlw-grants.niph.go.jp/>)

